

建設工事関連業務委託低入札対策実施要領について (R7.5.1)

松江市上下水道局が建設工事関連業務委託を競争入札において発注する場合は、下記のとおり最低制限価格又は調査基準価格を設けることとしましたので、お知らせします。

詳しくは実施要領をご確認ください。

1. 適用対象業務委託

- (1) 測量
- (2) 地質調査
- (3) 土木関係建設コンサルタント
- (4) 建築関係建設コンサルタント
- (5) 補償コンサルタント
- (6) その他建設工事関連業務委託

2. 最低制限価格又は調査基準価格

(1) 算定

業種区分	最低制限価格の算定式
測量業務	直接測量費＋測量調査費＋諸経費× 50%
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費＋諸経費× 50% 又は 直接人件費＋直接経費＋その他原価× 75% ＋一般管理費等× 50%
土木コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価× 75% ＋一般管理費等× 50%
建築コンサルタント業務	直接人件費＋ ^{注1} 特別経費＋技術料等経費× 50% ＋諸経費× 60%
補償コンサルタント	直接人件費＋直接経費＋その他原価× 75% ＋一般管理費等× 50%
その他建設工事関連業務委託	ア 建設工事関連業務のうち、上記に該当しないもの 積算体系が上記の中で該当する業務に準じて算出した額 イ 建設工事関連業務のうち、建設工事の積算体系に準拠している業務 建設工事低入札価格調査制度実施要領第4条の規定に準じて算出した額

※(注1) 特別経費は、構造適合判定手数料を除く額

※1 円単位で小数点以下は切り捨てるものとします。

※業種区分が複数にわたる業務の場合は、業種ごとを合算した額とします。

3. 適用

令和7年5月1日以降に公告又は指名の通知をする業務委託について適用します。